

第 1 回

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 提 出 案 件

日 時 平成 15 年 7 月 10 日 午後 3 時
場 所 秋田キャッスルホテル
4 階放光の間

目 次

1. 報 告

報告第1号	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会設置の件	1
報告第2号	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長の件	7
報告第3号	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会に係る諸規程	9
	の件	
	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会幹事会規程（別紙1）	11
	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事務局処務規程（別紙2）	13
	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程（別紙3）	17
	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会専門部会規程（別紙4）	21

2 議 事

議案第1号	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の副会長を指名する件	29
議案第2号	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程を設定する件（関連規程：秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議傍聴規程）	31
議案第3号	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程を設定する件	37
議案第4号	平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画の件	39
議案第5号	平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算の件	41
議案第6号	合併の方式に関する件	45
議案第7号	合併後の市の名称に関する件	47
議案第8号	合併後の市の事務所の位置に関する件	49

報告第1号

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会設置の件

秋田市長、河辺町長および雄和町長が協議した結果、別紙規約のとおり秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を平成15年7月7日に設置したので報告する。

平成15年7月10日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約

(協議会の設置)

第 1 条 秋田市、河辺町および雄和町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項および市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第 2 条 協議会は、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市2町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第 4 条 協議会の事務所は、秋田市に置く。

(組織)

第 5 条 協議会は、会長および委員をもって組織する。

(会長)

第 6 条 会長は、1市2町の長が協議し、第8条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第 7 条 協議会に、副会長若干人を置き、会長が委員の中から指名する。

(委員)

第 8 条 委員は、次に掲げる者（第6条第1項の規定により会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- (1) 1市2町の長
- (2) 1市2町の助役

(3) 1市2町の収入役

(4) 1市2町の議会の議長および副議長

(5) 1市2町の議会がそれぞれ推薦する1市2町の議会の議員

(6) 1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所および日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、会議の表決により全部又は一部を非公開とすることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会)

第13条 会議に提案する事項について検討および調整を行うため、協議会に、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織および運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に、事務局を置く。

2 事務局の職員は、1市2町の長がそれぞれ指名した1市2町の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、1市2町の負担金およびその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、1市2町の長が協議して定める。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第17条 協議会の出納の監査は、1市2町のそれぞれの地方自治法第199条の3第1項に規定する代表監査委員(以下「代表監査委員」という。)に委嘱して行う。

2 代表監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(報酬および費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員および代表監査委員は、報酬およびその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法は、会長が会議に諮って定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を

もって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、地方自治法第252条の2第2項の告示の日から施行する。

(平成15年7月7日)

報告第2号

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長の件

秋田市長、河辺町長および雄和町長が協議した結果、次のとおり選任したので報告する。

会長

秋田市長 佐竹敬久

平成15年7月10日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久

報告第3号

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会に係る諸規程の件

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約第13条第2項、第14条第3項および第16条ならびに秋田市・河辺町・雄和町合併協議会幹事会規程第7条第2項の規定に基づき、次のとおり秋田市・河辺町・雄和町合併協議会幹事会規程等を設定したので報告する。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会幹事会規程（別紙1）

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事務局処務規程（別紙2）

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程（別紙3）

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会専門部会規程（別紙4）

平成15年7月10日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会の会議に提案する事項について、検討および調整を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事をもって組織する。

(幹事)

第4条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、同表に掲げる職にある者が欠員のときは、当該幹事の所属する市町の長が指定する職にある者をもって充てることができる。

(幹事長および副幹事長)

第5条 幹事会に、幹事長および副幹事長を置く。

2 幹事長および副幹事長は、幹事のうちから会長が指名する。

3 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

(専門部会)

第7条 幹事長の指示を受け、第2条に規定する所掌事務について専門的に検討および調整を行うため、幹事会に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織および運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の会議における協議の経過および結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月7日から施行する。

別表(第4条関係)

秋田市	河辺町	雄和町
相場助役	助役	助役
松葉谷助役	収入役	収入役
収入役	教育長	教育長
教育長	総務課長	参事(兼総務企画課長)
合併推進局長	企画情報課長	
総務部長		参事(兼税務課長)
企画調整部長		
財政部長		

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事務局処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の財務に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 広報および広聴に関すること。
- (6) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に、事務局長、事務局次長その他の職員を置く。

2 前項に定める職員は、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約第14条第2項に基づき、1市2町の長がそれぞれ指名した者について、協議会の会長(以下「会長」という。)が任命する。

(組織および事務分掌)

第4条 第2条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に、庶務担当、計画担当および調整担当を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 前2項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(会長の決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付すべき事項に関する事。
 - (2) 協議会の予算および決算の調製に関する事。
 - (3) 規程等の制定改廃に関する事。
 - (4) その他重要と認める事項に関する事。
- (専決事項等)

第7条 協議会の運営における各職位の事案の処理権限等に関しては、秋田市の例によるものとする。この場合において、「市長」とあるのは「会長」と、「助役」とあり、および「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の事務の取扱方針に関する事。
 - (2) 各種資料等の調製に関する事。
- (代決)

第8条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の収受、発送、処理、保存その他の文書の取扱いは、秋田市の例によるものとする。

(公印)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、使用区分、管理者および個数は、別表のとおりとする。

(職員の服務等)

第11条 職員の服務、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ派遣する市町の例によるものとする。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、それぞれ派遣する市町の負担による。

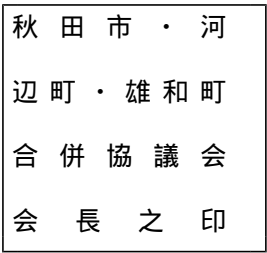
(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月7日から施行する。

別表 (第10条関係)

名称	ひな形	寸法	書体	使用区分	管理者	個数
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長之印		方24ミリメートル	れい書	会長名をもって発する文書	事務局次長	1

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約第16条の規定に基づき、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(以下「協議会」という。)の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)の承認を得なければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、会議の承認を得なければならない。

(歳入歳出予算の款および項)

第4条 歳入予算の款および項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款および項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、新たな款又は項を定めることができる。

(出納および現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納員を命ずることができる。

3 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

4 現金は、事務局長が協議会名義により、金融機関に預金して保管しなければならない。

(決算)

第6条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、秋

田市・河辺町・雄和町合併協議会規約第17条第1項の規定に基づき監査に付すものとし、同条第2項に規定する報告を受けた後、会議の認定を受けなければならない。

(収入および支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入および支出の手続は、秋田市の例によるものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月7日から施行する。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款および項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 諸収入	1 雑入

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款および項の区分

款	項
1 事業費	1 会議・広報費
	2 調査研究費

2 事務局費	1 事務局費
3 予備費	1 予備費

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会幹事会規程第7条第2項の規定に基づき、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の専門部会の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会幹事会規程第2条に規定する事務について、専門的に検討および調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長および委員をもって組織する。

2 部会長、副部会長および委員は、別表に掲げる専門部会ごとに、それぞれ同表に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会長および副部会長の職務等)

第4条 部会長は、当該専門部会の事務を掌理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(合同会議)

第6条 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同で会議を開催することができる。

(関係者の出席)

第7条 専門部会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 部会長は、会議における検討および調整の経過ならびに結果につ

いて、幹事会の幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

第 9 条 専門部会の庶務は、それぞれの専門部会ごとに、当該専門部会の部会長の所属する市町の部署の庶務を担当する課において処理する。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事会の幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 7 日から施行する。

別表 (第 3 条 関係)

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会幹事会専門部会および委員

専門部会	部会長	副部会長	委員
総務専門部会	秋田市総務部長	秋田市総務部次長	秋田市総務部総務課長、秋田市総務部秘書課長、秋田市総務部文書法規課長、秋田市総務部人事課長、秋田市総務部防災対策課長、秋田市行政システム改革室長、秋田市国体準備室長、秋田市選挙管理委員会事務局長、秋田市監査委員事務局長、河辺町総務課長、河辺町企画情報課長、河辺町町民生活課長、河辺町議会事務局長、河辺町教育委員会社会教育課長、河辺町選挙管理委員会書記長、雄和町総務企画課長、雄和町町民生活課長、雄和町議会事務局長、雄和町選挙管理委員会書記長、雄和町監査委

			員書記、雄和町教育委員会スボ一ツ振興室長、河辺雄和地区消防一部事務組合消防本部次長、河辺雄和地区消防一部事務組合消防本部庶務課長、河辺雄和地区消防一部事務組合消防本部警防課長、河辺雄和地区消防一部事務組合消防本部予防課長
企画調整 専門部会	秋田市企画 調整部長	秋田市企画 調整部次長	秋田市企画調整部企画調整課長、秋田市企画調整部情報政策課長、秋田市企画調整部男女共生政策室長、秋田市企画調整部広報課長、秋田市企画調整部市民相談室長、秋田市市史編さん室長、河辺町総務課長、河辺町企画情報課長、河辺町商工観光課長、河辺町福祉保健課長、河辺町教育委員会社会教育課長、雄和町総務企画課長、雄和町福祉保健課長、雄和町教育委員会社会教育課長
財政専門 部会	秋田市財政 部長	秋田市財政 部次長	秋田市財政部財政課長、秋田市財政部契約課長、秋田市財政部市民税課長、秋田市財政部資産税課長、秋田市財政部納税課長、秋田市用地調査室長、河辺町総務課長、河辺町税務課長、河辺町建設課長、河辺町農業委員会事務局長、雄和町総務企画課長、雄和町税務課長
市民生活	秋田市市民	秋田市市民	秋田市市民生活部生活課長、秋田

専門部会	生活部長	生活部次長	市市民生活部市民課長、秋田市市民生活部国保年金課長、秋田市市民生活部自治振興課長、河辺町企画情報課長、河辺町税務課長、河辺町商工観光課長、河辺町町民生活課長、河辺町福祉保健課長、河辺町水道課長、河辺町教育委員会社会教育課長、河辺町岩見三内支所長、雄和町総務企画課長、雄和町税務課長、雄和町福祉保健課長、雄和町町民生活課長、雄和町産業課長、雄和町教育委員会社会教育課長
福祉専門部会	秋田市福祉保健部長	秋田市福祉保健部次長	秋田市福祉保健部福祉総務課長、秋田市福祉保健部障害福祉課長、秋田市福祉保健部児童家庭課長、秋田市福祉保健部高齢福祉課長、秋田市福祉保健部保護課長、秋田市福祉保健部介護保険課長、河辺町町民生活課長、河辺町福祉保健課長、雄和町福祉保健課長
保健専門部会	秋田市保健所長	秋田市保健所次長	秋田市保健所保健総務課長、秋田市保健所保健予防課長、秋田市保健所健康管理課長、秋田市保健所衛生検査課長、河辺町町民生活課長、河辺町福祉保健課長、雄和町福祉保健課長、雄和町町民生活課長
環境専門	秋田市環境	秋田市環境	秋田市環境部環境総務課長、秋田

部会	部長	部次長	市環境部環境企画課長、秋田市環境部環境保全課長、秋田市環境部廃棄物対策課長、秋田市環境部環境業務課長、秋田市環境部総合環境センター所長、秋田市環境部向浜事業所長、河辺町町民生活課長、河辺町水道課長、雄和町町民生活課長
商工専門 部会	秋田市商工 部長	秋田市商工 部次長	秋田市商工部商業観光課長、秋田市商工部工業労政課長、秋田市商工部港湾貿易振興課長、秋田市大森山動物園長、河辺町商工観光課長、雄和町総務企画課長、雄和町産業課長
農林専門 部会	秋田市農林 部長	秋田市農林 部次長	秋田市農林部農政課長、秋田市農林部農業環境整備課長、秋田市農林部林務課長、秋田市中央卸売市場市場管理室長、秋田市農業委員会事務局長、河辺町農林課長、河辺町水道課長、河辺町農業委員会事務局長、雄和町産業課長、雄和町上下水道課長、雄和町農業委員会事務局長
建設専門 部会	秋田市建設 部長	秋田市建設 部次長	秋田市建設部建設総務課長、秋田市建設部道路建設課長、秋田市建設部道路維持課長、秋田市建設部建築課長、秋田市技術管理室長、河辺町建設課長、雄和町建設課長
下水道専	秋田市下水	秋田市下水	秋田市下水道部下水道総務課長、

門部会	道部長	道部次長	秋田市下水道部下水道建設課長、 秋田市下水道部下水道維持課長、 秋田市下水道部下水道施設課長、 河辺町総務課長、河辺町水道課長、 雄和町総務企画課長、雄和町上下 水道課長、雄和町出納室長
都市整備 専門部会	秋田市都市 整備部長	秋田市都市 整備部次長	秋田市都市整備部都市総務課長、 秋田市都市整備部都市計画課長、 秋田市都市整備部建築指導課長、 秋田市都市整備部住宅整備課長、 秋田市都市整備部公園課長、秋田 市秋田駅東地区土地区画整理事 務所長、秋田市まちづくり整備 室長、秋田市拠点センター設置準 備室長、河辺町企画情報課長、河 辺町農林課長、河辺町商工観光課 長、河辺町建設課長、河辺町教育 委員会社会教育課長、雄和町総務 企画課長、雄和町町民生活課長、 雄和町産業課長、雄和町建設課長、 雄和町教育委員会社会教育課長
美短専門 部会	秋田公立美 術工芸短期 大学事務局 長	秋田公立美 術工芸短期 大学事務局 次長	秋田公立美術工芸短期大学事務局 総務課長、秋田公立美術工芸短期 大学事務局学生課長、河辺町教育 委員会学校教育課長、雄和町教育 委員会学校教育課長
病院専門 部会	市立秋田総 合病院事務 局長	市立秋田総 合病院事務 局次長	市立秋田総合病院事務局総務課長、 市立秋田総合病院事務局医事課長、 河辺町福祉保健課長、雄和町福祉

			保健課長
会計専門 部会	秋田市収入 役室長	秋田市収入 役室会計課 長	秋田市収入役室管財課長、秋田市 収入役室工事検査室長、河辺町総 務課長、河辺町町民生活課長、河 辺町収入役室長補佐、雄和町総務 企画課長、雄和町町民生活課長、 雄和町出納室長
議会専門 部会	秋田市議会 事務局長	秋田市議会 事務局次長	秋田市議会事務局庶務課長、秋田 市議会事務局議事課長、河辺町議 会事務局長、雄和町議会事務局長
教育専門 部会	秋田市教育 次長のうち 秋田市教育 長が指名す る者	秋田市教育 委員会事務 局総務課長	秋田市教育委員会事務局学事課長、 秋田市教育委員会事務局学校教育 課長、秋田市教育委員会事務局ス ポーツ振興課長、秋田市教育委員 会文化振興室長、秋田市教育委員 会生涯学習室長、河辺町教育委員 会学校教育課長、河辺町教育委員 会社会教育課長、雄和町総務企画 課長、雄和町福祉保健課長、雄和 町教育委員会学校教育課長、雄和 町教育委員会社会教育課長、雄和 町教育委員会スポーツ振興室長
消防専門 部会	秋田市消防 長	秋田市消防 次長	秋田市消防本部総務課長、秋田市 消防本部警防課長、秋田市消防本 部救急課長、秋田市消防本部予防 課長、秋田市消防本部指令課長、 河辺町企画情報課長、河辺町町民 生活課長、雄和町町民生活課長、 河辺雄和地区消防一部事務組合消

			防本部次長、河辺雄和地区消防一部事務組合消防本部庶務課長、河辺雄和地区消防一部事務組合消防本部警防課長、河辺雄和地区消防一部事務組合消防本部予防課長
水道専門 部会	秋田市水道 事業管理者	秋田市水道 局次長	秋田市水道局総務課長、秋田市水道局検査管理室長、秋田市水道局営業課長、秋田市水道局サービスセンター所長、秋田市水道局給水課長、秋田市水道局配水課長、秋田市水道局建設課長、秋田市水道局浄水課長、河辺町総務課長、河辺町企画情報課長、河辺町水道課長、雄和町総務企画課長、雄和町上下水道課長
交通専門 部会	秋田市交通 事業管理者	秋田市交通 局次長	秋田市交通局管理課長、河辺町町民生活課長、雄和町町民生活課長

備考

この表中の副部会長および委員の欄に掲げる職にある者が2人以上いる場合は、当該専門部会の部会長が指名した者とする。

報告第1号

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会設置の件

秋田市長、河辺町長および雄和町長が協議した結果、別紙規約のとおり秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を平成15年7月7日に設置したので報告する。

平成15年7月10日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久

議案第2号

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程を設定する件

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約第11条第5項の規定に基づき、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程を次のように設定することについて、承認を求める。

平成15年7月10日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約第11条第5項の規定に基づき、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開会および閉会)

第2条 会議の開会および閉会は、会長(以下「議長」という。)が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第3条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、十分な議論を尽くしたうえで意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

(傍聴)

第4条 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時および場所
 - (2) 出席した委員等の氏名
 - (3) 議題および議事の要旨
 - (4) その他議長が必要と認めた事項
- (会議録署名委員)

第6条 会議録に署名する委員は、3人とし、議長が会議において指名する。

(会議録等の公開)

第7条 会議録および会議に提出された文書は、原則として公開する。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月10日から施行する。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程第4条の規定に基づき、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(別記様式)に氏名および住所を記入しなければならない。ただし、報道関係者については、この限りではない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音をすることにつき協議会の会長(以下「会長」という。)の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) 張り紙を掲げるなど示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影および録音等の禁止)

第 5 条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第 6 条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 7 条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 8 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 10 日から施行する。

別記様式 (第 2 条関係)

傍聴人受付簿

		年	月	日
整理番号	氏名	住所		

議案第3号

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程を設定する件

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約第18条第2項の規定に基づき、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程を次のように設定することについて、承認を求める。

平成15年7月10日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条第2項の規定に基づき、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長および委員ならびに規約第17条の規定に基づき協議会の出納の監査を行う代表監査委員(以下「代表監査委員」という。)の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 規約第8条第1項第4号から6号までに該当する委員および代表監査委員(常勤である者を除く。)が協議会の会議に出席した場合に報酬を支払うこととし、その額は日額7,000円とする。

(費用弁償)

第3条 協議会の会長および委員ならびに代表監査委員が、協議会の職務を行うために秋田市、河辺町および雄和町以外の地域に出張したときは、

費用弁償として、秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）に規定する市長等の受ける旅費に相当する額を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、前条の規定により報酬の支給を受ける委員および代表監査委員が、協議会の会議に出席したときは、これらの者の住居と会場までの次表の区分の片道の距離により同表の支給額を費用弁償として支給する。

区分	支給額
4キロメートル未満	1日につき3,500円
4キロメートル以上8キロメートル未満	1日につき4,000円
8キロメートル以上10キロメートル未満	1日につき4,500円
10キロメートル以上	1日につき5,000円

（支給方法）

- 第4条 前2条に規定する報酬および費用弁償の支給方法は、秋田市の例による。

（委任）

- 第5条 この規程に定めるもののほか、報酬および費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月10日から施行する。

議案第4号

平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画の件

平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(以下「協議会」という。)の事業計画を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成15年度協議会事業計画

1 会議の開催

- (1) 協議会の会議(概ね月1回)および幹事会の会議(月1~2回)を開催する。
- (2) 専門部会の会議を随時開催する。

2 市町村建設計画の検討

策定方針の確認および素案の検討を行う。

3 協定項目の検討

各分野における協定項目の内容の検討を行う。

4 住民への積極的な情報提供

協議会の協議内容や合併に関する情報を広く住民に提供する。

- (1) 協議会の活動状況や協議内容を掲載したパンフレットを作成するとともに、必要に応じて1市2町の住民に配付する。
- (2) 協議会のホームページを開設し、随時更新を行う。

5 その他

国や県との調整のほか、必要な事業を適宜実施する。

平成15年7月10日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

法定協議会における今後の協議予定について

平成15年7月10日
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

協 議 内 容	平 成 15 年						平 成 16 年						
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回
	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会
新市のまちづくり計画													
1 策定方針について													
2 新市の基本構想について													
3 新市の建設計画について													
合併協定項目(現段階の予定項目)													
1 全般の調整方針について													
2 合併の方式													
3 合併の期日													
4 合併後の市の名称													
5 合併後の市の事務所の位置													
6 財産の取扱い													
7 議会議員の任期および定数の取扱い													
8 農業委員会の委員の任期および定数の取扱い													
9 地方税の取扱い													
10 一般職の職員の取扱い													
11 特別職の職員の取扱い													
12 条例、規則等の取扱い													
13 組織および機構													
14 一部事務組合等の取扱い													
15 使用料、手数料等の取扱い													
16 公共的団体等の取扱い													
17 補助金等の取扱い													
18 町(字)の区域および名称の取扱い													
19 慣行の取扱い													
20 都市計画の取扱い													
21 電算システム事業													
22 姉妹都市等交流事業													
23 広報、広聴事業													
24 男女共生事業													
25 交通安全事業													
26 住民サービス窓口業務													
27 国民健康保険事業													
28 住民自治関係事業													
29 防災等関係事業													
30 消防事業													
31 身体障害者福祉、福祉医療事業													
32 児童福祉等事業													
33 高齢者福祉事業													
34 生活保護関連事業													
35 介護保険事業													
36 その他の福祉事業													
37 保健、衛生事業													
38 環境保全事業													
39 ごみ処理事業													
40 し尿処理事業													
41 農林水産関係事業													
42 商工観光関係事業													
43 上水道事業													
44 下水道事業													
45 建設関係事業													
46 都市整備、交通関係事業													
47 学校教育事業													
48 社会教育事業													
49 文化・体育振興事業													
50 その他事業													
調 印 準 備 等													
1 合併協定項目全般の最終調整													
2 調印式の概要説明と今後の予定													
3 調印式													

現段階の予定であり、今後、協議状況に応じてスケジュールの変更がある。

議案第5号

平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算の件

平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の予算を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算

平成15年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,766千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成15年7月10日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

第1表 歳入歳出予算

【歳入】

(単位：千円)

款	項	金額
1 負担金		33,765
	1 負担金	33,765
2 県支出金		5,000
	1 県補助金	5,000
3 諸収入		1
	1 雑入	1
計		38,766

【歳出】

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		32,825
	1 会議・広報費	24,750
	2 調査研究費	8,075
2 事務局費		3,941
	1 事務局費	3,941
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
計		38,766

歳入歳出予算事項別明細書

【歳入】

(単位：千円)

款	項	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	説 明
1	負担金	33,765	0	33,765	秋田市23,616,336円、河辺町5,144,049円、雄和町5,004,615円(負担金割合を均等割40%、人口割60%とし、人口割については平成12年国勢調査人口による。)
	1 負担金	33,765	0	33,765	
2	県支出金	5,000	0	5,000	協議会活動等住民PR経費 5,000
	1 県補助金	5,000	0	5,000	
3	諸収入	1	0	1	預金利子 1
	1 雑入	1	0	1	
	計	38,766	0	38,766	

【歳出】

(単位：千円)

款	項	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
					区 分	金 額	
1	事業費	32,825	0	32,825			
	1 会議・広報費	24,750	0	24,750	1報酬	2,800	協議会等会議開催 10,778
					8報償費	150	協議会活動等住民PR 7,938
					9旅費	2,172	広報関連資料作成等 5,561
					11需用費	13,937	ホームページ運営 473
					12役務費	80	
					13委託料	4,652	
					14使用料及び賃借料	959	
	2 調査研究費	8,075	0	8,075	9旅費	2,090	事務事業一元化関連業務 210
					11需用費	1,785	新市将来構想・建設計画策定関連業務 5,775
					13委託料	4,200	先進地事例調査 2,090
2	事務局費	3,941	0	3,941			
	1 事務局費	3,941	0	3,941	9旅費	371	一般管理的経費 3,941
					11需用費	2,506	
					12役務費	360	
					14使用料及び賃借料	135	
					18備品購入費	569	
3	予備費	2,000	0	2,000			
	1 予備費	2,000	0	2,000			
	計	38,766	0	38,766			

議案第6号

合併の方式に関する件

合併の方式を次のとおり決定することについて、協議を求める。

河辺町および雄和町を廃し、その区域を秋田市へ編入する。

平成15年7月10日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

〔議案第6号関連参考資料〕

編入合併と新設合併の比較

		編入合併	新設合併
定 義		市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。
法 人 格		編入する市町村の法人格が継続する。	新たに法人格が発生する。
合併市町村の名称		編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することもできる。	新たに制定する。
事務所の位置		通常は編入する市町村の事務所の位置となる。	新たに制定する。
市町村の長		編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。	消滅する合併関係市町村の長は失職する。
議会の議員	原 則	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。(合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行うこともできる。)	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。
	特 例	次のいずれかによることができる。 増員選挙およびこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併関係市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任する。
農業委員会の委員(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原 則	編入する市町村の委員はそのままに在任し、編入される市町村委員は全て失職する。	消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。
	特 例	編入される市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間だけ在任できる。	合併関係市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10~80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。
特別職の職員		編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。	消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。)
条例・規則		編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)	消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。)

(注1) 合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職および一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員および農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。

(注2) 農業委員会の委員に関しては、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くという特例をとることもできる。

議案第7号

合併後の市の名称に関する件

合併後の市の名称を次のとおり決定することについて、協議を求める。

合併後の市の名称は、秋田市とする。

平成15年7月10日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第8号

合併後の市の事務所の位置に関する件

合併後の市の事務所の位置を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

合併後の市の事務所の位置は、秋田市山王一丁目1番1号とする。

平成15年7月10日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久

